



平成30年3月7日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 重田 衛  
(コード番号 5103 東証第二部)  
問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦  
(TEL. 04-7131-0181)

### (経過報告) 当社子会社に対する 訴訟の提起(控訴審)に関するお知らせ

当社が、平成30年2月23日付「(経過報告) 当社子会社に対する暫定的資産凍結命令の取り消しに関するお知らせ」において、当社の子会社であるGroup Lease Holding PTE. LTD. (以下、GLH) に対する暫定的資産凍結命令が取り消されたことをお知らせいたしましたが、当該暫定的資産凍結命令の取り消しの棄却(暫定的資産凍結命令の維持)を求める控訴がなされたこと、GLHの代理人を通じて、本日、当社に報告がありましたので、当該内容につき下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 経緯

J トラスト株式会社の子会社である J Trust Asia. Pte. Ltd. (以下、JTA) は、当社連結子会社 Group Lease PCL. (以下、GL)の転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、これまでもご説明しておりましたとおり、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていないことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLH等に対し損害賠償を求めるべく、複数の国において訴訟を提起しておりました。

GL及びGLHといたしましては、法廷で当社の正当性を主張すべく対応を進めておりましたが、平成30年2月23日に、これらJTAが提起していた訴訟のうち、シンガポール共和国における、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止する命令を取り消し、一切の効力を消失させる判断が下されております。

その後、JTAは、当該初審での判決を不服として、改めて暫定的資産凍結命令の取得にか

かる申し立てと、当該暫定的資産凍結命令の取り消しの棄却を求める控訴の許可を求める申し立てを行いました。前者の暫定的資産凍結命令の申し立てについては即時棄却され、後者の控訴については裁判所の許可が下されましたので、この度の控訴に至ったものです。  
(注) シンガポール法上は、本件控訴が最終審判となりまず、その後上訴はできません。

## 2. 訴訟の相手方の概要

(1)	名称	J Trust Asia Pte. Ltd.
(2)	所在地	シンガポール共和国
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 藤澤信義

## 3. 本件の内容

平成 30 年 2 月 23 日付の、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他 1 社に対し実施されていた暫定的資産凍結命令の取り消しの棄却（暫定的資産凍結命令の維持）を求める内容です。

## 4. 今後の見通し

今後、GLH といたしましては、初審と同様に JTA の請求を退けるべく適切に対応を進めて参ります。

引き続き開示すべき事項が生じた場合にはご報告させていただきます。

以上